

内部監査態勢

基本的な考え方

みずほフィナンシャルグループにおいて、「内部監査」とは、取締役会が承認した計画等に基づき、被監査部門・業務から独立した立場で、ガバナンス、リスク・マネジメントおよびコントロールに係る各プロセスの有効性・適切性を客観的・総合的に評価し、課題解決のための改善提言・是正勧告等まで実施する一連の活動として位置づけています。

当社グループの内部監査はこの一連の活動の遂行を通じて、当社グループ各社の取締役会が自己責任原則経営の責務を効

率的かつ有効に成し遂げることを支援します。具体的には、みずほフィナンシャルグループ（持株会社）が「内部監査の基本方針」を定め、この基本方針ののっとり主要グループ会社が各社のグループ会社を含めて内部監査を実施する態勢としています。

また、グループ会社横断的なリスクについては、各社内部監査グループが協働して監査を実施する等、グループとしてのリスクコントロール状況も検証しています。

当社グループの内部監査の運営体制

○ みずほフィナンシャルグループ（持株会社）

当社では、被監査部門・業務から独立した内部監査グループを設置しています。

内部監査グループは、当社の内部監査を実施するとともに、主要グループ会社からの内部監査の結果や問題点のフォローアップ状況等の報告に基づいて各社の内部監査と内部管理体制を検証することにより、主要グループ会社における内部監査業務の実施状況を一元的に把握・管理しています。

個別監査および計画の進捗状況・監査結果等については、監査委員会に報告し、調査依頼または具体的な指示を受ける体制としています。

また、内部監査に関する重要な事項の審議・決定を行う機関として、業務監査委員会を設置しています。業務監査委員会の決議事項および重要報告事項は、監査委員会および取締役会に報告しています。

○ みずほ銀行・みずほ信託銀行

みずほ銀行およびみずほ信託銀行においても、被監査部門・業務から独立した内部監査グループを設置しています。

個別監査および計画の進捗状況・監査結果等については、監査等委員会に報告し、調査依頼または具体的な指示を受ける体制としています。

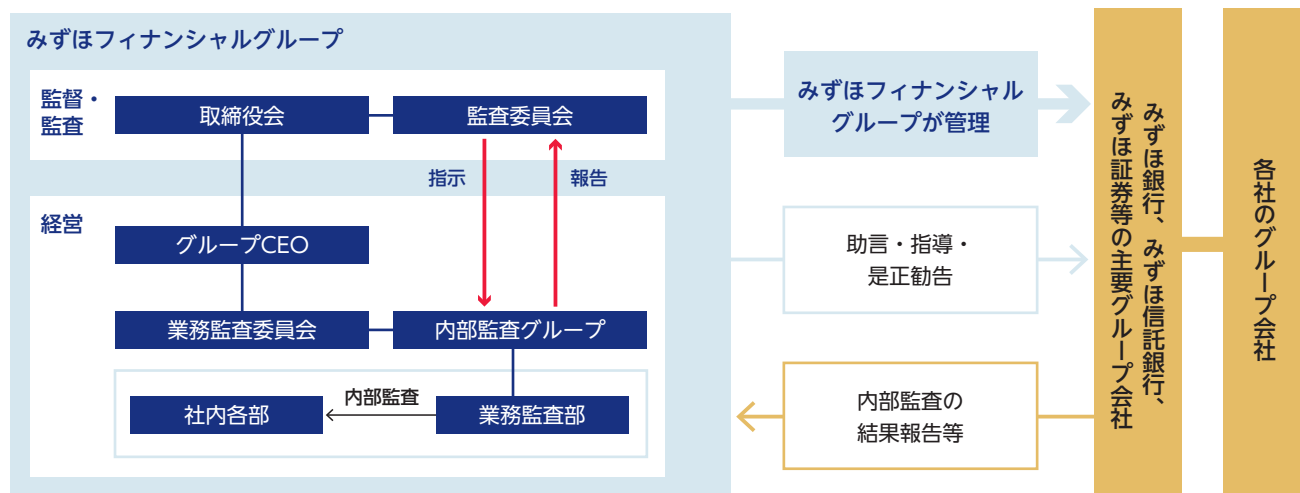
また、内部監査に関する重要な事項の審議・決定を行う機関として、業務監査委員会を設置しています。

両行では業務監査部を設置し、国内外営業拠点・本部各部署・グループ会社等の内部監査を実施しています。具体的には、コンプライアンスやリスク管理等に関する業務運営状況の適切性・有効性等を検証しています。

○ その他の主要グループ会社

その他の主要グループ会社においても、各々の業態の特性を勘案した効果的・効率的な内部監査体制を構築しています。

内部監査の運営体制



(2023年6月末現在)